

三豊市監査委員告示 第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定例監査
を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第9項の規定により、
次のとおり公表する。

平成29年3月16日

三豊市監査委員	糸川	昇
三豊市監査委員	宝城	明

平成 28 年度

定例監査結果報告書(第 2 回)

三豊市監査委員

三 監 第 156 号
平成 29 年 3 月 16 日

三 豊 市 長	横 山 忠 始 様
三 豊 市 議 会 議 長	城 中 利 文 様
三豊市教育委員会教育長	小 野 英 樹 様
三 豊 市 農 業 委 員 会 長	堀 江 博 様

三 豊 市 監 査 委 員	糸 川 昇
三 豊 市 監 査 委 員	宝 城 明

平成 28 年度定例監査結果（第 2 回）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査
を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規
定により、次のとおり提出する。

第1 監査の対象及び期間

対 象		監査実施期間
部 課 等 名	事務の実施期間	
議 会 事 務 局	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 28 年 11 月 30 日まで	平成 29 年 1 月 11 日
農業委員会事務局		平成 29 年 1 月 12 日
西香川病院(健康課)		平成 29 年 1 月 16 日
水 道 局 水 道 課		平成 29 年 1 月 25 日
永 康 病 院		平成 29 年 1 月 25 日
会 計 課		平成 29 年 1 月 25 日
建設経済部	農業振興課 土地改良課 建設課 用地課 建築課 住宅課 港湾水産課	平成 29 年 1 月 11 日から 平成 29 年 1 月 18 日まで
健康福祉部	仁尾保育所 仁尾地域子育て支援センター	平成 29 年 1 月 19 日
教育委員会 事務局	仁尾中学校 豊中中学校 仁尾小学校 曾保小学校 詫間小学校 松崎小学校 大浜小学校 平石幼稚園 曾保幼稚園 詫間幼稚園 松崎幼稚園 大浜幼稚園	平成 29 年 1 月 18 日から 平成 29 年 1 月 26 日まで
監査委員事務局		平成 29 年 1 月 16 日

第2 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、関係職員から説明を聴取し、主に現金の管理、現金取扱の手順、預金通帳の管理、契約事務、負担金・補助金交付事務、歳入歳出予算執行状況、未収金対策、公用車の運行記録等について関係帳票の全部又は一部により実施した。

第3 監査の結果

監査の結果については、「改善・検討事項」に加え、改善の方向性について監査委員の「意見」として取りまとめており、「改善・検討事項」について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき遅滞なく通知されたい。

執行機関においては、指摘を受けた部署だけの課題とせず、全ての部署が当事者意識を持って現状の課題に対処されることを強く望む。また、各所管課の責任者においては、業務実態や進捗状況を十分把握・認識し事務事業の適切な執行管理に努めることはもとより、職員の健康管理にも十分に配慮されたい。さらに、職場内部での審査がより実効性をもって行われるよう点検の質を高めていくとともに、自主評価を基にしたより効率的な事務事業の管理を行っていただきたい。

【改善・検討事項】

《個別事項》

・使用料の徴収時期について（土地改良課）

行政財産の使用料の徴収については、三豊市行政財産の使用料徴収条例等の関係条例・規則に基づき実施されているところであるが、今回、納入通知の納期限が条例・規則にそぐわない事例が見受けられた。

条例・規則に基づき適正な事務処理を実施すること。

・契約事務の適正化について（永康病院）

委託料の支払いについては、委託契約に基づき行われることは言うまでもないが、機器の保守業務において、支出の根拠である契約が不十分なまま支払いが行われている事例が見受けられた。

条例・規則に基づき適正な事務処理を実施すること。

【意見】

《個別事項》

・工事請負契約の発注方法について（健康課・管財課）

工事請負契約の発注については、従前より管財課の指導の下で担当各課がそれぞれに予算を計上し、関係部署との調整を行った上で、関係法令を遵守して実施されているところである。

今回、別会計の発注する工事（同一時期に近接する現場）が、諸経費など経済性を勘案し、一括発注で実施されている事案が見受けられた。

予算計上段階から請求方法の周知等会計間の事務処理について協議しておけば、さらに効率的な方法での発注がなされたと考えられる。

他市においては、同一現場又は近接する工事において、瑕疵担保や効率性をも含めた観点から「合併入札」という手法も取られている。各事例を参考に適法で、経済性と事務の効率性をより高めた業務の実施を願いたい。

《 共通事項 》

・ 情報の共有化について

三豊市条例(条例・規則・要綱含)については、グループウェア内の例規/法令システムの運用により情報の共有化がなされているが、各課で用いられている内規(内部ルール)となると共有化が十分とは言えない状況である。

「通知・通達」、「定型文書」、全庁一時共有 folder においても内規の掲載は殆ど見られず、各課それぞれの考えで発信・整理されているため、必要な情報にたどり着くために時間を要する。

職員数の減少により職員一人当たりの業務量の増加が窺われる中で、業務の有効性及び効率性を図り、また、法令等の遵守のためにも統一的で開かれた情報の共有化を図られたい。

・ 借地契約の契約方法について

単年契約の借地契約において、自動更新条項を定めている事例が見受けられた。

地方公共団体においては、後年度予算の裏付けのない支払いを約束する自動更新条項を定めるのではなく、地方自治法 234 条の 3 で定める長期継続契約への見直しをすべきである。

なお、長期継続契約をするにあたっては、契約期間、条件付解除条項を明記する必要がある事に留意されたい。